

第29回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和4年11月21日(月)午後1時55分
閉 会 令和4年11月21日(月)午後2時45分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 20番 戸井田 昭 次 委員 1番 筒 井 敏 彦 委員
12番 市 川 耕 作 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 筒 井 敏 彦 委員 | 2番 松 村 昌 治 委員 |
| 3番 堀 江 甚 貴 委員 | 4番 菊 池 伸 明 委員 |
| | 6番 石 川 孝 治 委員 |
| 7番 平 田 佳 子 委員 | 8番 住 崎 岩 衛 委員 |
| 9番 小 林 茂 委員 | 10番 大 室 正 行 委員 |
| 11番 小 牧 直 子 委員 | 12番 市 川 耕 作 委員 |
| 13番 澤 井 正 委員 | 14番 伊 藤 久 夫 委員 |
| 15番 千金楽 千 詠 委員 | 16番 岡 田 正 宏 委員 |
| 17番 志 水 清 隆 委員 | |
| 19番 石 坂 成 雄 委員 | 20番 戸井田 昭 次 委員 |

4 欠席委員

- 5番 高 木 一 郎 委員 18番 榎 本 重 雄 委員

5 議 長

- 12番 市 川 耕 作 委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 高野和夫局長 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 農地の権利移転許可申請について（農地法第3条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 5 第3号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 6 第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 7 第5号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 8 第6号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 令和4年度府中市農産物品評会実施結果について ……資料No. 2
 - (3) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について ……資料No. 3
 - (4) 11月度活動報告について ……資料No. 4
 - (5) 次回の総会開催日
日 時 令和4年12月20日（火） 午後2時から
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室
 - (6) その他

午後1時55分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻前でございますが、皆さんお集りでするので、ただ今から第29回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

先日の農業まつりでは、農業委員の皆様それぞれお手伝いいただきありがとうございました。天気にも恵まれまして、規模は縮小しましたが予定通りに終わったのではないかと考えています。来年はぜひ従来の宝船とかそういうものができればいいなと思います。とにかく無事に終わって良かったと思います。ありがとうございました。

それでは始めたいと思います。本日は、2番高木委員さん、18番榎本委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は20番、戸井田委員さん、1番、筒井委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 農地の権利移転許可申請について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題 農地の権利移転許可申請について、農地法第3条関係。

第1項、譲受人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇、1、296平方メートルで所有権の移転となります。

3の申請日は令和4年10月21日。

4の譲受人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、田と畑を合せて、13,438平方メートル。

5の譲受人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、田と畑を合せて、14,734平方メートル。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲受人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は第1項と同じ〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、485平方メートルで所有権の移転となります。

3の申請日は第1項と同じ令和4年10月21日。

4の譲受人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、田と畑を合せて、5,745平方メートル。

5の譲受人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、田と畑を合せて、6,230平方メートル。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題 農地の権利移転許可申請について、農地法第3条関係。

第1項、第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、第2項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の2ページと4ページ、これは両方とも同じ所有者にかかる案件です。ここはすごく広い所で、私の畑と境界を接しております。サトイモやサツマイモなどの野菜を栽培しており、サツマイモは幼稚園、保育園などで芋堀をした跡がありました。何も問題はないと思います。以上です。

○議長（市川委員） 本件1項、2項ですが、他にご意見等ありますでしょうか。
（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項、第2項は許可することといたします。

次に「第2号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は本町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は、本町〇の

〇〇の〇〇，〇〇，〇〇、〇〇の〇、〇〇の〇〇，〇〇の合計6筆、298.60平方メートル。届出書が到達した日は、令和4年10月12日、転用の目的は共同住宅となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第2項、届出者は西府町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計2筆、813平方メートル。届出書が到達した日は、令和4年10月27日、転用の目的は共同住宅となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、押立町〇の〇〇の〇，〇，〇〇，〇〇の合計4筆、863平方メートル。届出書が到達した日は、令和4年11月10日、転用の目的は共同住宅となっています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、18日に現地確認に行ってみりました。現地はまだ工事等も始まってなく農地のままで、サツマや秋ジャガが植わっているような状態でした。これといった問題はありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、第2項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、これは自宅の南側の土地ですけど、きれいになっておりまして、建物を建てる準備に入っている状況でありました。問題はありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、続いて第3項、岡田委員さん如何でしょうか。

役〇〇〇、譲渡人は第2項第3項と同じ、〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇の合計3筆、894.86平方メートルで所有権の移転となります。届出書が到達した日は令和4年11月4日、転用の目的は建売住宅8棟となっています。

18ページの案内図は当該地を示しております。

第5項、譲受人は西原町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は第2項から第4項と同じ、〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、1.39平方メートルで所有権の移転となります。届出書が到達した日は令和4年11月4日、転用の目的は敷地延長となっています。

20ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項から第5項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第2項から第5項は澤井委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。11ページ12ページになりますけど、15日に現地確認をしてみいました。該当地域はかなり草が覆い茂っている状態でした。ここに入る道が全然ないんですよ。どこから入るか周りをまわって、やっとこの畑の前に出ました。転用目的は資材置場と書いてありますが詳細は分かりませんが、問題はないと思います。

第2項から第5項になりますが、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、12日に現地調査に行ってみいました。14ページと16ページですが、確認した時点では栗の木と草がぼうぼうでした。次の18ページと20ページは同じ場所ですが、こちらはちゃんと整地してありました。ブルドーザーでやったと思いますが、木も何もなくてすぐに使えるような感じでしたが、まだそこまでしかやっていなかったです。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） 他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項から第5項の報告は了承することといたします。

次に、「第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。

本件は〇〇委員さんの証明となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思えます。

(〇〇委員退席)

それでは事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇。特例適用農地は、南町〇の〇〇の〇〇、本町〇の〇〇の〇、畑と田を合わせて、1, 348平方メートル。

22から24ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） それでは、第1項、住崎委員さん如何でしょうか。

○委員（住崎委員） はい、11月13日に現地の確認をしました。資料の25ページになります。中央高速道路の北側は長ネギがたくさん耕作されていました。南側の方については葉物関係が栽培されていて、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（市川委員） 他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、本件は証明することといたします。

〇〇委員さんがお戻りにあるまで少々お待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第1項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に、「第5号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につい

て」を議題とします。証明申請の件数は1件です。

事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、世田谷区等々力〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、宮町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、緑町〇の〇〇の〇、畑、1, 149平方メートル。

27、28ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） それでは、第1項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、こちらの農地はよく見に行っていましたが、今日また改めて見てきました。とても整備されていて特に問題はないです。初めの頃から区画を分けて皆さんを指導しながらやっているような、とても管理の行き届いたすばらしい所なので、出来れば市民の利用もかなり多いので残っていた方が農地的にはいいと思いますが、相続の関係ですので致し方ないかなと思っています。問題はありません。以上です。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は証明することといたします。

次に「第6号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は7件です。今回は第1項から第5項までと第6項、第7項の3回に分け審議をしたいと思います。まず第1項から第5項までの現地確認の委員さんの報告を事務局からお願いします。

第6号議題の説明文

第6号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和元年10月24日から令和4年10月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、694平方メートル。

第2項、次の者が令和元年10月31日から令和4年10月24日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、南町〇の〇〇の〇他18筆、是政〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇の〇の合計28筆、田と畑を合わせて、7,128平方メートル。

第3項、次の者が令和元年10月31日から令和4年10月26日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇の〇、〇、〇の〇、〇の〇の合計4筆、畑、3,997.71平方メートル。

31ページに移りまして、第4項、次の者が令和元年11月8日から令和4年11月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇〇、〇〇、四谷〇の〇の合計13筆、田と畑を合せて2,805平方メートル。

第5項、次の者が令和元年12月25日から令和4年11月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、畑、628平方メートル。

第6項、次の者が令和元年11月7日から令和4年11月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、片町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、本町〇の〇〇の〇他2筆の合計3筆、田、584.21平方メートル。

32ページに移りまして、第7項、次の者が令和元年11月8日から令和4年11月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇の合計6筆、畑、2,398平方メートル。

33、34ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で柿を生産しています。

35ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

36、37ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書でわけねぎ等各種野菜を生産しています。

38から40ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

41、42ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で椎茸、各種野菜を生産しています。

43ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

44から46ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書でお米、野菜等を生産しています。

47ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川会長さんをお願いしています。

48、49ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜等を生産しています。

50ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、岡田委員さんをお願いしています。

51、52ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

53ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小林委員さんをお願いしています。

54、55ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜等を生産しています。

56ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、岡田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第6号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項と第5項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） では、第1項と第5項について、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、1項は10月26日に現地確認してまいりました。案内図35ページをご覧くださいと思います。柿を生産しているようで、それを家の軒先にて販売しているようです。何の問題もないと思います。5項は果樹棚等があり野菜も栽培している様子で、適正な管理状態で何の問題もないと思います。以上です。

○議長（市川委員） 続いて、第2項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、4箇所の当該地がありますけど、どこもワケネギだとかダイコンやネギが植わっていて、もう収穫が終わったところは耕してあって、大変きれいにしてありました。問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） ありがとうございます。続いて、第3項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、こちらは主にキノコの栽培用のハウスが3棟、野菜用のハウスが2棟、その他ネギとダイコンの栽培が行われていました。適切に管理されていると考えております。以上です。

○議長（市川委員） ありがとうございます。続いて、第4項は私になります。

ご自宅を挟んで右左にありまして、まず左側にあるところは一部分、水路と水路の間に挟まれた狭い土地があるんですけども、そこには柿の木が植わっています。それ以外はほとんど田んぼになっております。また、右側の当該地の上の方は、野菜類が植わってありました。また、下の方は全部田んぼになってありまして、稲は全部刈り取った跡の状態でありました。何の問題もないと思います。

他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項は証明することといたします。

続いてに第6項ですが、第6項は〇〇委員さんの証明となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

(〇〇委員退席)

それでは事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第6項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） 小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、こちらの方は、野菜がいろいろとカラフルに作付けが今もしてありました。これとって問題はないと思います。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第6項は証明することといたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで少々お待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第6項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に第7項ですが、第7項は〇〇委員さんの証明となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

(〇〇委員退席)

それでは事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第7項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） では、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、56ページです、案内図の一番最後のページになります。11月9日に現地確認に行つてまいりました。当該地の右側の小さい方の2箇所ですが、こちらは果樹が植えてありました。もう一方の当該地の広い方は西武線の西側になりますが、野菜等が大量に植えられており適正に管理されており何の問題もないと思います。以上です。

他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第7項は証明することといたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで少々お待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第7項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に9「その他」に入ります。

始めに(1)生産緑地地区の制限解除について、資料ナンバー1になります。皆さんから何かご意見等ございますでしょうか。(…)

ないようでしたら、次に(2)令和4年度府中市農産物品評会実施結果について、資料ナンバー2を事務局より説明願います。

〇事務局(高野局長) はい、会長、令和4年度府中市農産物品評会実施結果につきましては、11月11日、金曜日に実施した品評会の結果でございます。

資料に記載がございすが総数143点、前年度より14点微増となりました。

この受賞関係では東京都都知事賞には市川会長の柿が選ばれております。また、品評会の即売に関しましては13日、日曜のお昼から行ったところですが、30分弱位で全て売り切れとなりました。中には3回、4回並ばれて購入される方もいらっしゃいました。品評会にご協力いただきました委員のみなさま、どうもありがとうございました。こちらの結果の報告ですが、予定では1月発行予定の農業委員会だより、こちらに記載する予定でございます。また、今月中、早ければ今日中になるかと思いますが、JAマイنزの本店、西府、多磨、郷土の森物観光産館にポスター形式で、表彰の品目と受賞者の方のお名前を載せた印刷物を貼る予定でございます。以上です。

〇議長(市川委員) はい、品評会の結果について皆さんから何かご意見等ございますでしょうか。

〇委員(松村委員) よろしいですか。この品評会の結果ですが、どのような審査基準なのか。これがこういうものが優れているから優秀賞なんだよというような理由は分からないのでしょうか。

現地で、どうしてこれが優秀なんですか、私だったらこっちを選ぶのにとお客さんに聞かれたんですよ。

〇事務局(高野局長) はい、こちらの審査につきましては各専門分野、東京都中央農業改良普及センター、東京都森林事務所、東京都植木農業協同組合の方々にご出席いただき、厳正に審査いたしました。また、それぞれ規格がございまして、大きさですとか、重さを量ったり、ルーペで詳しく見て、味は分かりませんが外見か

ら、これまでの審査員の経験とかノウハウから厳選した審査をしたものです。人によってはこちらの方がいいとかあるかと思いますが、専門家が今までの経験上から点数を出して今回の結果となりました。

○委員（松村委員） でしたら、経緯というか、こういうところがいいからこれが優秀賞ですというようなそういう理由は表せないのですか。

○事務局（高野局長） 品評会の最後に各審査員の方がここはこう良かったというような形で講評をいただいておりますが、それを印刷してお配りするというのは時間的に難しいと言えます。皆様方には農業褒賞式典で講評をお配りしています。

○委員（石川委員） 品評会に出す品目ですが、これ以外の品目は審査の対象にはならない、その理由を聞かせて欲しいんですけど。

○議長（市川委員） 品評会に出す品目はリストが書かれていますよね。あのリストも適時見直していくべきだと思っております、例えば果実でミカンという物が書いてありましたよね。あれは前回か前々回か、私が最近こういった柑橘類が結構この辺で多くなっていますよと発言して、追加されました。

逆に削除するべき物もあるのかなということや、新しい品種がいろいろと出てきているので、従来からのリストとの兼ね合いもありますが、どこが主体となって見直すか分かりませんが、適宜見直していくべきだろうとは思っています。こういう物を最近皆さんが作っているよとか提案があれば、どんどん出しただきたいと思えます。初めは参考出品というような物でも多くの皆さんが作りはじめれば、それをぜひ品評会のリストに挙げて審査の対象にさせていただければいいのかなと思えます。

○委員（石川委員） 私が思うには直売所なんかでも、新しい野菜を出している人もいるわけですよね。そういった人たちにも参加するチャンスを与えてもいいのではないかと私は考えています。

○議長（市川委員） 確かに今回の品評会を見まして私も三点ほど疑問点がありました。一つはいま石川委員がおっしゃられた品目について。もう一つは去年よりは少し増えているとのことですが、3年前あるいはもっと前と比べると年々減ってきているんですよね。そのためには、もっと若手の人が意欲を持って参加出来るような、そういう品目を増やしたりすべきかなと感じております。あとは、先程松村委員がおっしゃったような審査基準が定量的ではないと私も感じております。私も審査の立会人として、実際に意見は言えませんが遠くで見ている、本当に感じる時

があります。

○委員（石川委員） 審査員の方の意見をあそこに置いたらどうなのでしょうかね。品目ごとにこれはこうだからっていうような。そうすれば一般の人が見に来た時にはその文章を見てある面納得出来るのではないのでしょうか。

○議長（市川委員） 例えば松村委員がさっきおっしゃった件は、どのような質問ですか。

○委員（松村委員） ダイコンで、ひげがあるじゃないですか。あれが一直線になっていると甘いとか、ストレスがかかって乱れていると辛いとかそういう話があるじゃないですか、結構乱れていてちょっと形もおかしいなというのが優秀賞になっていて、その隣で結構きれいな大根があったのですが、それは何も賞を取っていませんよ。お客さんに何でこうなのですかと言われても説明がつかないものですから。

○議長（市川委員） 確かに最優秀賞にあったあれでも、私の印象は2本太さ的にも揃ってなかったですよ。片方がちょっと細かったような気がしました。

あとは、名前とかのことですが、普通は審査の時に名前とか全部伏せてやっているんですけど、例えば私は柿を何種類も出したんですけど、例えば私の名前で最優秀賞を獲りました。そうすると優秀賞は私の名前は除外されるというか、そのようなルールなので優秀賞を取った人のものより、複数出している人の賞に入っていないものの方がどうみても優秀賞でしょうというような場合もあります。

○委員（菊池委員） はい、私も立会人で参加させていただきました。会長のおっしゃるようなこともありまして、ただ、最優秀賞を取った方が次の優秀賞は取れないというルールが書いてある印刷物がありました。

そのルールはあるんだけど、みんなにあまり知らせていないのかなという印象です。あと、講評は口頭で行われるんですけども、実際に文章におこすようにはやってきていないので、後から文章をおこしますというような返答するくらいしかないと思います。

ですから、先程の最優秀賞を獲って、同じ方の物が他の方の物よりよくても優秀賞が獲れなくて、他の方が優秀賞に入ってくることは実際におきます。

会長の柿のように。味で審査している訳ではなく食べる訳ではないですから、見た目と重さと、いかに形が揃っている、重さが揃っている、その辺が特に重要なウエイトを占めてきています。そのような、ある程度の概要みたいなものを示してい

ければ納得してもらえようになってくるのかなとは思いますが。

私も立ち会ったからこそ情報として得ることが出来ましたので、私も同じように質問されて、このネギとこのネギはどうして違うのかということ質問されたんです。なぜかといえば、この1本1本の重さを比べた時にこっちの方が揃っているからだという説明をさせていただきましたが、それはやはり見たり聞いたりしているから出来ることであって、突然聞かれたら分からないかなと思います。以上です。

○議長（市川委員） 結果報告が何か冊子で講評みたいな文章で書いたものはありませんでしたか。結果報告を最終的に2月くらいの表彰式の時に配布する冊子に全体的な出来具合とか出品具合とかの講評が載っていたような覚えがありますが。

○委員（戸井田委員） ありますよ。生産者には、終わった後に皆さんに講評しますけど、もう一つは総体的に書き留めてございます。あとは審査員が書いてもいるのでそれを清書すれば出来ないことはないと思います。

○委員（菊池委員） 私が文章で見たことがあるのは、梨の立ち毛は品評会の結果報告の文章が出ていましたよね、農業まつりの時はちょっと記憶がないのです。

○議長（市川委員） 戸井田委員さん。あれは何の時に配られていましたっけ。2月の表彰式か何かの時でしたっけ。

○委員（岡田委員） 褒賞式典の資料に全部書いてあります。

○委員（戸井田委員） 総体的なことですよ。ただ、これはネギのこれがこうだからということではなく、そこまでは書いてありません。

○議長（市川委員） 固有名詞的には評価はないけど総論で何か。

○委員（戸井田委員） 会長よろしいですか。今の話は従来から生産者のお互いの技術の向上を目指したものが、それを審査員の人は普及委員等の専門家ですから、専門的に審査しているんですよ。ちょっと言い方が悪いですけど、一般の方とはちょっと見方が違います。

今だんだんと家庭菜園が大変多くなって、そういう方が多くなったんですけど、それなりの専門的な見地から見えていますから、そう言われてもやはりこうだっていうのは、審査員は必ず持ってらっしゃいます。ただそれを一般の方に言ってもなかなか、お分かりにはならないと思われま。

ですから、そういう疑問にはそういう見地からということでお答えするしかないんじゃないかと思います。個々の講評は印刷物ではありませんけど総体的にはいま岡田委員さんがおっしゃったようにありますよね。

それを平たく一般の方にも周知出来るような形に事務局がかみ砕いて作っていたかと、良いと思います。

○事務局（高野局長） 私は今回初めて経験しましたが、当日に文章を起こすというのは相当難しいです。農業まつりの準備もあるので、その場では無理だと思います。

○委員（戸井田委員） それは、前年を参考例として、こういうことを主眼にやっていますというのを書き添えておけば良いと思います。

○事務局（高野局長） 今後、検討させていただきます。

○委員（小牧委員） すみません。うちも何十年も出していますが、その先生によって大きいものが好みの先生もいらっしゃるし、小さいものが好みの先生もいらっしゃいます。

うちはいつも大きいものばかり出していたんですね、なんでも大きいものが出て、そうしたら、他の人の小さくて入賞したのを見たことがあって、今はその先生の好みに留まればいかなと大中小を出したほうが良いと思い始めています。

だから、一つだけ素晴らしいのだけを今まで出していたんですけど、こうなったら大中小を出そうということで、最近は大中小を出しています。

形や目方を7つそろえるのは大変ですが、それで当たったらラッキーということではと思っています。

市川会長さんの柿は形もいいし、おいしそうで素晴らしかったですね。

○議長（市川委員） いま小牧委員さんの意見の中で私もちょっと思い出しましてね。ずいぶん前かもしれないですけど、消費者が買いたいなという、消費者の視点で選んでいるんですということを聞いたことがあるんです。単なる大きければいいものではないというような。

○委員（小牧委員） 本当に難しいですよ。よっぽどたくさん掘って、その中の一つでしょ、だから本当に大変なことですよ。直売所を休んで品評会用のものの収穫にあたるというようなことをやらないと賞が取れないと思います。

○議長（市川委員） 品評会の件は、そのようなご意見があるということで、今後の参考にしてまいります。

次に（3）添付されていたと思いますが「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」ですが、皆さまの方でこれはという意見等がございましたら、12月2日、金曜日までに事務局にご連絡をお願いいたします。

続いて（４）「１１月度活動報告について」ですが別紙の通りです。（…）

続いて（５）の「次回の総会開催日」ですが、今回は１２月２０日、火曜日、午後２時から第１会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に（６）のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。（…）

では、私の方から、１０月の農業委員会の総会で、都市計画課の課長が見えて田園住居地域についての説明があったと思います。その後１０月末の日付でもって、意見書を出した代表として私と〇〇〇〇さんの名前で出したものですから、私と〇〇〇〇さん宛に市長名で回答書が来ました。内容は、要するに白紙に戻すということですよね。今後これを検討していく上では、農業従事者の皆様、農業委員会その他の関係者によく説明し、意見を聞いた上で行いたいとのことです。そういう回答書が得られています。私の方の四谷地区は２軒のサインをもらったんですけど、その人達にはそのコピーを配布しました。また、〇〇〇〇さんも多分南町を中心に配布されたのではないかと思います。

もし具体的な内容、その書面が欲しいという方がいらっしゃれば、私が持っていますのでお渡しすることが出来ます。以上、報告をさせていただきました。事務局から何かありますか。

○事務局（高野局長） はい、私の方から１件。北多摩地区農業委員会連合会の事務局長名で出ている事務連絡があったと思いますが、来年の令和５年５月１６日、火曜日に北多摩地区農業委員会連合会５０周年記念事業が予定されてございます。

この人数把握のため１２月１日には相手方に回答する形になりますので、来年の５月１６日、火曜日午後２時から清瀬の方で行われますが、先のことですので、直近になって急遽行かれない方もいらっしゃると思いますが、まずは今月いっぱいまでに出席できるかどうかの返事を事務局までよろしく願いいたします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、皆さまに情報提供ということでお知らせいたします。生産緑地の買取り申出が、指定後３０年経って１０月２８日から３０年経ったことを理由として出来るようになりました。

特定生産緑地に指定していない生産緑地になりますが、現在１５人の方が３６筆の申出を公園緑地課に行っているという状況でございます。

まだ２～３人は出てくるのではないかと思います。３ヶ月後に今度は転用が出てくる可能性がありますので、皆様に現地の確認ですとかでご協力いただきたいというお願いでございます。よろしく願いいたします。

それからもう一点、本日来年の手帳を皆様の机上にお配りいたしました。お使いいただきたいと思います。身分証明者は今までの物を使いますので、新しい手帳に差し込んで使っていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（市川委員） 他にございますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第29回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染が徐々に徐々に増えてきていますが、次回も特別な事情が無い限りは、全員出席のもと総会を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

午後2時45分閉会